

Title	加藤久雄君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.10 (1983. 10) ,p.114- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

加藤久雄君学位請求論文審査報告

加藤久雄君提出にかかる学位請求論文は、同君の著書「治療・改善処分の研究―社会治療処分を中心として―」（慶應通信刊・一九八一年）であるが、此の著書の公刊後に、同君は、「精神障害犯罪者に対する治療処分に関する一考察」(Law School 三六号 一九八一年、「刑罰と保安処分との関係」とくに治療処分との関係を中心として―)(ジュリスト 七七二号 一九八二年)、その他の論文を発表し、その見解の補足・深化に努めているので、これらの論述をも随時参照しながら、同君の業績を審査した。

審査の対象である「治療・改善処分の研究」は、加藤久雄君が、一九七一年に発表した処女論文「犯罪性精神病質者の処遇に関する一考察―城野医療刑務所、宮崎刑務所における実態調査の経験を中心として―」（刑法雑誌一八巻一・二号 一九七一年）から一九八一年に発表した論文「精神障害犯罪者の処遇について」（法律のひろば 三四巻二号 一九八一年）までの一〇編の論文を集め、文献の補充、所説の訂正・加筆をほどこして一書にまとめたものである。同君には、此のテーマのほか、刑事責任能力に関する論文も少なからずあるが、本書の対象が「精神障害犯罪者の処遇」であるため、それら

の多くは割愛され、最も重要な論文「犯罪性精神病質者の刑事責任能力に関する一考察」(判例タイムズ二八八・二八九・二九〇号 一九七三年)の一部が再録されている。

周知のように、精神障害性犯罪者による犯行は、必ずしもその数が多いとは言えないが、一九八〇年の新宿駅京王バス停留場におけるバス放火事件、一九八一年の江東区深川の通り魔事件の犯人にみられるように、精神分裂病・覚醒剤の作用による意識障害により、市民に対して理不尽な攻撃を加える事件が突発し、その犯人について調べてみると、精神障害者として入・退院を繰り返していたり、十分に治療がなされていない事例が多くみられる。欧米であれば、此の種の精神障害性犯罪者（犯罪性精神障害者ともいう）に対して、司法上のコントロールを前提とする収容措置がとられるのに、わが国においては、刑罰によるほかは、厚生省所管の「精神衛生法」に依拠する対応策しかない。責任主義に立脚するわが刑事法制においては、犯罪を犯した際に、重い精神障害の故に行為の是非・善悪を区別しえず、従つて、自分の行為を制御することのできない犯罪者に対し、刑事責任を問うことは許されず、また、その能力が減退しており、従つて、是非の区別をつけることが困難なために犯行に及んだ者については、通常の能力ある者と比べて刑を減軽せざるをえない。不起訴又は無罪になつた者、軽い刑罰しか科せられなかつた者に対して、ただ単に、「精神障害者に対する精神医学的な治療」だけでは不十分であるという考慮が何故働くのかと言え

ば、それらの者が、違法行為を犯したからであり、その違法行為が「精神障害」の故に犯されたからであり、しかも、その「精神障害」を治さなければ、再び、他の市民に対して同じような重大な被害を惹起する「危険」が予想されうる事例が少なくないとする判断が可能だからである。

精神障害性犯罪者、その他の危険な犯罪者・常習犯人に対して、「刑罰」と並んで、「保安」・「改善」をめざす「処分」の制度を創設する必要性を指摘し、「社会的に危険な」犯罪者に対する効果的な「対策」の樹立を主張したのは、一八八〇年代に有力となつた「近代派刑法学」「犯罪実証学派」である。この新しい動きと、それに対する反動、すなわち当時、強大であつた古典派の反撃との間の妥協をはかつたのは、オーストリアの出身で、スイス連邦政府の委嘱により、同国の連邦刑法草案の起草に当つたカール・シュトースとその提案にかかる「スイス刑法予備草案」（一八九三年）で提示された「保安処分」であつた。この提案は、古典派からも近代派からも受け容れられた。もつとも爾後、「刑」と「処分」とをどのように「両立」させうるか、「処分」の執行を現実、どのように実施するかについて、今世紀の三〇年代まで、ヨーロッパ諸国で激しく争われた。わが国においては、戦前、「保安処分」の導入につき、大正一〇年（一九二一年）の臨時法制審議会での諮問以来、ヨーロッパの刑法改正の動向をふまえた積極的意見が支配的であり、第二次大戦後の刑法改正作業においても、「処分」の導入は、大多数の賛成を

えていた。ところが、昭和四〇年代後半の大学紛争、医学部改革の流れのなかで、精神科医師の一部が精神・神経学会のイニシアティブを握り、反権力闘争の一環として、「処分制度」は、精神障害者を不当に差別視し、犯罪者と同視している態度の現われであると非難し、折しも欧米の精神医学界のごく一部で「反精神医学」の声が高まり、既存の精神医療の在り方に対する批判の声が大きくなつた状況に呼応し、また、法務省・検察主導型の刑法改正に反対する法律家がこれに同調し、これがために、「処分」をめぐる議論は、学問的と言うよりは、政治論・運動論の様相を呈している。「処分」に賛成する者が、力で抑圧され、その「学説」の撤回を強要される事態は、今でこそ見られなくなつたが、その過去の出来事は精神的外傷となつて、「処分」を自由に論じ、殊に、その新設を支持する発言をする者には、かなりの心理的負担がある。

加藤君は、上に述べたような特殊日本の困難さの中で、また、学問対象としてみた場合でも、広範囲な知識を要し、錯綜する理論のみならず、医療刑務所・精神病院の現実・実務にも目を配らねばならぬ複雑な様相を呈する「精神障害性犯罪者の処遇」について、地道かつ着実な研究を重ね、ここにその成果を集大成したのである。反対論の声が多く、かつ大きく、反対説を迎える耳のみが発達している「学問状況」の中で、評判の悪い「肯定説」をうち出すには勇気がいるが、加藤君は、資料を丹念に渉猟し、さらにヨーロッパの多くの国々の「処遇の現実」を足繁く調べ、その知見をまともあげた本書は、わが国の「処分制度」をめぐる現在及び将来の議論

に多大の貢献をなしうるものである。

本書に対して、精神医学者の仲宗根文吉博士（法学研究五五巻五号一九八二年）と同志社大学の六谷実教授（法律時報五四巻四号一九八二年）とが、詳しい書評を寄せてその価値を認めており、また、本書は昭和五六年年度の慶應義塾賞の対象ともなっている。勿論、「刑法改正・処分新設反対論者」の批判もあるが、その論旨は殆んど空疎な批判であり、その多くは曲解・誤解に基づくものであつて問題にならない。

加藤君の著書の内容は、下記の通りである。

まえがき

第一編 精神障害犯罪者に対する治療処分

序章 問題の所在（医療と保安）、第一章 わが国における精神障害犯罪者に対する処遇―主に明治維新以降における法制を中心にして、第二章 西ドイツにおける精神障害犯罪者に対する処遇

第二編 精神病質犯罪者に対する改善処分

序章 問題の所在（応報か社会復帰か）、第一章 精神病質の概念とその刑事責任能力の比較法的概観、第二章 わが国における精神病質犯罪者に対する処遇―域野医療刑務所、宮崎刑務所における実態調査の経験を中心にして、第三章 西ドイツにおける精神病質犯罪者に対する処遇―社会治療モデル施設の現状と問題点を中心にして、第四章 オランダにおける精神病質犯罪者に対する処遇―とくにメスタク・クリニックでの実態を中心にして、第五章 デ

ンマークにおける犯罪者処遇

あとがき（若干の提言）

加藤君の主張を要約すると次の通りである。

第一編では、基本的に、精神障害犯罪者に対する治療処分の新設に賛成する立場をとるが、この問題の解決に当り、医療か保安かという二者択一の対立関係として捉えるのではなく、両者の調和を図るべきであり、刑事政策の要請から、危険性のある精神障害者を一時的に社会から隔離・収容する場合でも精神障害に苦しみ、何らかの医療上の援助を必要としている限り、原則として、充分な医療が施されるような環境が与えられなければならない旨を強調している。

第二編では、精神病質犯罪者に対する改善処分に関して、ヨーロッパ諸国の運用実態に多くを学びつつも、日本の現実を踏まえて考へた結果、社会治療処分制度などを性急に導入するよりも、むしろ刑罰の範囲内で、とくに社会的治療法などのテクニックを用いて、出来るだけ積極的に働きかけを行うことが必要である旨を強調している。（以上、「まえがき」の要約である。）

第一編第一章は、わが国の精神障害者の処遇を歴史的に回顧し、明治維新以降の法制度でどのように取り扱われていたかを説明している。明治期の刑法が心神喪失者の無罪を規定しながら、その後の処置をもつばら警察の監視・管理に委せたため、経済的余裕のある

階層の者には病院収容の可能性があつたが、貧困な階層の多くは、私宅監置か放置かの状態に置かれていた状況が描かれ、精神病患者監護法（明治三十三年）成立以後も、極めて不十分な対応策しかなかつた状態の論証がなされ、次いでわが国における「保安処分」立法の動向、殊に改正刑法草案で提案された「保安処分」の問題性を検討している。

第二章では、西ドイツの精神障害犯罪者の処遇のうち、「精神病院収容処分」を検討をしている。一九三三年の刑法一部改正により新設された「治療・看護処分」が、一九七五年一月一日施行の新総則を含む刑法典施行法により改編された。本章においては、一九七五年公刊のドイツ連邦国会資料の「西ドイツの精神医療の現状」に依拠しながら、精神病院内での犯罪性精神障害者処遇の理想と現実を批判的に紹介している。文献も豊富に引用されているが、バイエルン州を中心とした病院見学で得た知見が消化・引用され、現状報告を深めている。西ドイツの実務家、殊に、精神医療関係者が、犯罪性精神障害者を精神病院に受け容れることにより、医療体系に重大な影響を受け、過剰負担に悩んでいると訴えている状況は、重要な指摘であろう。

第二編第一章は、精神病質の概念とその刑事責任能力の比較法を扱っているが、前者について、「なんらかの形で生物学的欠陥をもち、その欠陥が性格の異常をもたらし、ために異常行動を惹起する者」（一九九頁）と規定し、「精神病質者は、完全有責者として医療刑務所の特別区画で、その刑期内で社会治療法などをモデルとし

た処遇を施すべきである」（同頁）とする。かくして、著者は、精神病患者をも含む療護処分を構想するわが国の刑法改正にかかるB案とも、また、西ドイツ刑法（その対案も同じであるが）における「改善処分」としての「社会治療処分」の構想とも異なる見解をうち出す。前出の仲宗根玄吉博士は、「精神医学と刑事法の交錯」（弘文堂一九八一年）という著書を公刊した碩学であるが、本章の叙述につき、「その論説はきわめて詳細、正確であり、精神医学専門家でもこれだけのものを書きうる者はごく少数であると思う」（前出法学研究一四二頁上段）と評している。

第二章は、著者が大阪大学大学院博士課程に在籍していた当時、故滝川春雄教授の研究室のプロジェクト・チームの一員として参加・実施した城野医療刑務所、宮崎刑務所での精神病患者犯罪者に対する実態調査の成果に基づいた知見が述べられている。著者自身、受刑者に心理テストを実施した体験に基づき、精神病患者受刑者の人格構造を分析し、彼らには「不安」の要因が顕著であり、それらが彼らをして攻撃的行動に駆り立てるのであらう、とし（一二七頁）、両施設での実証研究の成果を踏まえて、精神病患者犯罪者は医療刑務所でも処遇可能であると論ずる（一三三頁）。仲宗根博士は「このような知見は、犯罪心理学的にもきわめて興味あるものであり、法律家と精神医学者、犯罪学者との学際的共同研究の一つの貴重な範型である」と高く評価している（前出 法学研究一四二頁下段）。

第三章から第五章までは、「社会治療処分」の実施にかかわりのある西ドイツ、オランダ、デンマークの状況を批判的に考察してい

る。わが国にも、「社会治療処分」に関する情報量は、相当に蓄積されているが、公平にみて、加藤君の書く論文の資料的意味、実証性の厚みは、他に類を見ぬものと言えよう。大谷教授も、本書につき、実態調査や見学に裏づけられているだけに貴重な知識を提供している、とし、これらの問題がすぐれて人道的な問題にかかわるだけに、先進諸国の経験をつぶさに視察し、政策において誤りのない道を選ぶ必要があり、この観点から、デンマーク、オランダ、西ドイツの情報を的確に提供した著者の功績を高く評価している（前出法律時報九四頁）。

社会治療処分に対し、わが国で関心が高まつたのは、西ドイツの刑法改正において、「刑法総則草案対策」の六九条に、デンマーク、オランダで当時、盛んに行われていたモデルに従った「社会治療処分」の新設の提案がなされたという動きに触発された。この状況が示すように、新しい犯罪者処遇の方法は、まずデンマークで開始され、その推進者であつたゲオルク・K・シュトゥリップ博士の政治力と國際的活躍に負うていた。同国では、一九七三年の刑法改正により、精神病質犯罪者に関する法制が改められ、その一部は保安拘禁として残り、他は刑務所又は精神病院に收容することとなり、特別な処分制度はなくなつた。他方、オランダでは、今日でもこの処分は充実した人的・物的施策を擁して、これを効果的に行つている。この二国と比べて遅れて導入をはかつた西ドイツでは、各州に実験施設を造つてはいるものの、刑法新総則六五条の施行は一九八五年まで延期され、その三度目の延期又は同条の廃止が取り沙

次されている。

このような「社会治療」に関して、著者は沿革史的な考察の順序によらず、その関心の度合い、留学事情、駆使する言葉の關係で、西ドイツ、オランダ、デンマークというように、逆の順序で説明を行つている。

第三章の西ドイツに関しては、立法の動向、六五条の施行延期の事情、行刑法九条による社会治療施設への移送と処遇の実情、モデル施設内の処遇の現状と成果、その人的・物的現実に関して詳しい検討がなされている。

加藤君は、ミュンヘン大学留学の折に、犯罪学・刑事政策の担当者として赴任してきたホルスト・シューラー・シュプリンゴルム教授の知遇を得、さらに同大学医学部精神医学のメンデ教授と刑法・精神医学合同ゼミで知り合い、その教室がミュンヘン市のシュトラウビンゲ刑務所内で実施している社会治療プロジェクトに参加を許され、その処遇法の現状にふれるという好運にめぐまれ、さらに、ビールフェルト大学の社会調査センターで開催されている「社会治療家集会」の会員となり、会長のシューラー・シュプリンゴルム教授の支援で、精神医学のシュベヒト教授、刑事法のクヴェンゼル教授、さらに、この集会のメンバーであるドイツ全国の社会治療關係者、オランダ、スイス、オーストリアの専門家との共同研究を通じて多くの情報を蒐集しえた。本書に示された各実験施設に関するデータ、試験的に実施されている治療法の現状、それに要するスタッフ、設備の状況などを克明に報告し、現在及び将来のわが国での研

究・調査、制度導入に当つての考慮について、多大の寄与をなしうると思はれる。ただ、本章の叙述は、事実面・政策面の分析に重点が置かれているため、法規面についての規範的側面の考察は弱い。

前出のジュリストに発表した論文は、この部分を補強しているが、なお、不足分の感を免れない。もつとも西ドイツでは、刑法六五条自体が施行されていないため、「社会治療」は「処分」として言渡されておらず、従つて、裁判官による六五条の法解釈・適用がないので、判例もなく、当然その判例評釈もない。それに、多くの注釈書は六五条についてブランクのままにしており、ごく一部（例えば、ライプツェヒ大注釈書のE・W・ハナク教授）の叙述も、立法理由、「対案」「政府案」「刑法施行法案」をめぐる学者や実務家の議論をふまえた「解釈論」であるため、いまだ本格的な分析は公刊されているとは言えないから、著者にそれを求めても無理と言ふべきかも知れない。だが、処分体系における「社会治療処分」の位置づけ、殊に、保安監置・精神病院收容処分との異同、さらに、社会復帰思想に依拠する今日の「刑行」の現実をふまえた分析・検討の作業が残つている。

第四章のオランダに関する叙述は、メスタク・クリニックを訪問し、そこで実施されている「社会治療」の実態解明に当てられている。同国では、精神病質者に対する保安処分としてTBR(管理付託)制度が確立している。わが国はもとより、欧米諸国の刑事政策が当面している難問は、いわゆる「処遇困難者」とよばれている常習犯罪者をいかに処遇し、いかにして効果的に社会復帰せしめるかの問題である。この点で、オランダの試みているTBRに関する詳細な紹

介も、現在及び将来の立法上の討議資料として貴重な業績である。

第五章のデンマークに関する情報で重要な論点は、一九七三年の刑法改正により、同国の社会治療処分が廃止されたという情報が誤伝され、わが国の反対論者がデンマークの「保安処分」が廃止されたと即断し、併せて北欧で施設内処遇の効果に対し悲観的見方が出ている点をもつて、従来の「社会復帰」から「単なる自由剝奪」へと施設内処遇の重点が移つている傾向に対応するものであると推測し、施設内での「処分」制度は、消え去りつつある証拠だといふ偏つた議論を否定するところにある。こうした一面的情報が、現象の一部を拡大した一方的な偏つた見方に基づく謬見であることは、日頃、比較法的な分析を怠らぬ者の目には明らかであるが、本章の叙述でデンマーク刑法典には、危険な犯罪者に対する保安拘禁は依然として維持されており、旧制度の「社会治療処分」の対象者の一部が、此の処分に服しているという現状が明示された。間違つた情報は、記憶から消去すべきである。本章の叙述も、「ヘルシュテッドヴェスター医療施設」「ホルセルド男女混合開放刑務所」「リングゲ男女混合閉鎖施設」の見学とそこでの実務の詳しい分析に立脚した有益な情報に充ちている。

ただ、望蜀の感を述べるならば、第四、第五章において原語を勉強し、オリジナルの資料、論著に当り、問題の所在を自分の目で判定してえぐり出して欲しかつたし、今後そうした努力をして欲しい。何故なら外国人向けに書かれた記事の場合、材料の取捨選択がなされ、現状の不満、現実の悩みをそのままの形で表わすことは少

なく、どうしても「うわずみ」の情報しか得られないくらいがあるからである。

著者は、以上のように論じた後、「あとがき」で次のごとき提言を行っている。

(1) 違法行為を犯した精神障害犯罪者の処遇に際し、医療か保安かの二者択一の問題として対立させるのではなく、医学的観点と刑事政策的観点とを調和させるべきであり、そのためには、①判決前調査制度を導入し、対象者の精神障害につき、正確な科学的判定を確保する、②対象者の人権を保障するため、各種の手続(処分言渡し手続、収容手続、収容期間中の監視手続など)の要件を整備する、③被收容者への医療サービスを確保するために施設・専門スタッフの充実が必要である、とする。そのモデルとしては、本論において詳しく紹介された西ドイツ、オランダ、デンマークの犯罪者処遇制度にみられるように、処分の言渡を刑事裁判所で行い、その執行を国公立の精神病院で行うという実務的解決を推奨している。

(2) わが国の精神障害犯罪者の現行の制度をそのままにし、さらに精神衛生法に犯罪性精神障害者に対する処遇のすべてを委ねれば、精神医療全体をゆがめてしまう。危険で治療困難な精神障害者を著者の構想する「治療処分」に委ね、精神衛生法は一般精神障害者のための医療と保護とを第一義として運用すべきである。

(3) 改正刑法草案の治療処分の対象者の範囲は広すぎるので、殺人・放火・強盗・強姦などの重大事件を犯した精神障害者に適用を限定し、精神病質・精神薄弱を除外し、処分の執行は厚生省関係の

施設内で行うこととする。

(4) 精神病質者には刑罰を科し、医療刑務所に收容し、その処遇は社会治療法などを用いた積極的な働きかけを行い、そのための施設として、医療刑務所やB級施設の一部を整備・充実させることが必要である。

(5) アルコール・薬物中毒者に対する処遇は、特別立法により対応をはかる、とする。

すでに、若干のコメントを付して紹介したように、加藤君の著書及びそれを補足する若干の論文は、内外の文献を豊富に引用して、立法論、現実の犯罪者処遇論に関連した詳しい分析を行い、併せてわが国の従来 of 刑事政策の論著に欠けていた「実態の解明」について驚異的とも言えるほどに執拗な見学・実地調査を反復し、自分の目と耳で、内外の「刑罰」「処分」の現状、さらに「精神病院收容」の現実を追求し、それら of 実際の模様を記録し、現在及び将来の刑事政策の実務・研究、さらに立法に多大の寄与をなしうる成果をまとめた努力は、高く評価しうる。

勿論、加藤君の業績には、いまだ補充を必要とする点は少なからず残っている。

すでに指摘したところであるが、その得意とする西ドイツの「治療処分」「社会治療処分」に関する叙述においても、理論的なつめ、殊に、刑罰と処分の二元主義につき、もつときめ of 細かな論証が必要であり、著者のいう「治療処分」構想のモデルとしての「西欧式

治療処分」の原型をより明確に描いて欲しいと思う。今一つ判然としない理由の一つに、西欧の多くの国では、わが国の改正刑法草案が導入しない「保安監置」を保有しており、「保安」の抛り所としてのこの「処分」と、「無期自由刑」との区別を念頭において「処分論一般」が論ぜられている。そこでの議論が、「治療処分」の性格づけに微妙なかかわり方をしているのであるが、此の点を常に意識しておく必要がある。他方、わが国では死刑を依然保有しているが、上記の国の大部分では廃止されている。「社会防衛」「社会秩序の維持」「保安」のための対応措置は、彼我で微妙に食い違っている。しかも現代の「刑罰」は「処遇」行刑の名で、実質的に「改善処分」「治療処分」と似た刑罰的「処遇」を実施している。そうだとすると、「処分」と「刑罰」の異同について、より明確に論考をす
る必要があろう。

本書は、大谷実教授も指摘するように、「社会治療処分の研究」とすべきであつたほどに（前出 法律時報九三頁）、「社会治療処分」に、実に三分の二の頁数を割いている。にも拘らず、書名を「治療・改善処分の研究」としたのは、すでに紹介したように、著者が「改善処分」としての「社会治療処分」をわが刑法改正案に新設することを否定し、「刑罰執行」における「処遇方法」の一種と位置づけようとしたからにはかならない。だが、独立の「処分」としてこれを提案しないのは、はたして正しかつただろうか。たしかに、「処分制度」を欠くわが国の刑法典の改正に当り、一つの制度を新設する場合、なるべく面倒を起さぬよう、まず必要最少限度の提案

をし、あとは状況をみて追完するやり方の方が通りがいいし、これに反して「社会治療処分」をも提案し、刑罰と処分との対象者の「移送」を予定し、限定責任能力者、殊に「精神病質者」をもその対象者に含めるとする提案をも併せ行つたならば、こうした「改正」をめぐる論争の火種をすべて抱え込み、「処分導入反対論」の火に油をそそぐことになりかねなくなる。こうした点を考慮すれば、この「処分」を「刑罰の執行方法」として利用するという解決は、「名を捨てて、実をとる」合理的な提案のように思える。だが、そういうやり方をした結果、西欧諸国の施設で効果的に実施されているとされている「社会治療」の「クリニックの雰囲気」をどのようにして実現できるであろうか。著者の言うように、医療刑務所や若干のB級刑務所内でこれを実施する場合、施設設備、そこに働くスタッフが、刑務所の処遇から脱却した「社会治療」へと方向転換し、それにふさわしい雰囲気施設の再構成することは可能であろうか。そして、オランダの施設の理想像に少しでも近づくことは可能であろうか。

また、殺人などの重大犯罪を犯し、社会的に危険性の高い精神障害性犯罪者は、精神医療とは基本的に異なる保安体系に組みこまれることとなり、治療主義を強調する著者の見解は、これらの人々に対しては貫徹しえないがそれでよいかという大谷教授の批判（前出 法律時報九五頁）も重要である。

もつとも、右の諸点は、加藤久雄君が克服すべき努力目標、将来の研究課題である。

これを要するに、加藤久雄君の諸業績に現われた学問的力量、研究に対する態度は、慶應義塾大学法学博士の学位を取得するに充分であると判定する。

昭和五八年二月五日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	宮澤	浩一
副査	慶應義塾大学法学部教授		中谷	瑾子
副査	早稲田大学法学部教授	法学博士	西原	春夫